

令和3年（ネ受）第1147号 共通義務確認請求上告受理申立事件

申立人 特定非営利活動法人消費者機構日本

相手方 株式会社ONE MESSAGE 外1名

上告受理申立て理由書

令和4年3月2日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人 弁護士 仲 居 康 雄

同 弁護士 瀬 戸 和 宏

同 弁護士 北 後 政 彦

同 弁護士 安 藤 博 規

<目次>

第1 本件の重要性	5
1 本件訴訟の意義と原判決の問題	5
(1) 本件の概要	5
(2) 原判決の問題点	5
2 上告受理申立理由の要旨	7
(1) 概要	7
(2) 過失相殺について	7
(3) 支配性について	7
第2 過失相殺は認められないこと（民法722条2項の解釈・適用の重大な誤り）	8
1 相手方らの不法行為の違法性は重大であり過失相殺すべき場合ではないこと	8
(1) 原判決の判示と問題点	8
(2) 相手方らの勧誘文言	9
ア 仮想通貨バイブルの勧誘文言	9
イ VIPクラスの勧誘文言	11
ウ パルテノンコースの勧誘文言	11
エ 勧誘文言から導かれる本件各商品等に期待される内容	12
(3) 提供された商品等について	13
ア 仮想通貨バイブルの内容	13
イ VIPクラスの内容	14
ウ パルテノンコースの内容	14
エ 小括	15
(4) 相手方らの勧誘行為の違法性は重大であること	15

ア	原判決の認定と違法性の評価について	15
イ	商品の内容の重大な違いにもかかわらず、違法性が重大ではないとする判断の誤り	15
ウ	消費者契約法違反等法令違反の過小評価の誤り	16
(ア)	消費者契約法違反	16
(イ)	特定商取引法の通信販売における誇大広告の禁止違反	16
(ウ)	景品表示法の有利誤認に該当する違法性	17
エ	被害が甚大であること	18
オ	小括	19
2	故意の不法行為であり過失相殺すべきでないこと	19
(1)	故意の不法行為と過失相殺	19
(2)	故意の不法行為であること	20
(3)	小括	21
3	過失相殺の趣旨に反することなど	22
(1)	過失相殺の趣旨に反すること	22
(2)	原判決が掲げる事情は過失相殺の事情とはならないこと	22
(3)	小括	23
第3	支配性について（特例法3条4項の解釈・適用の重大な誤り）	24
1	はじめに	24
2	支配性について（支配性なしと判断するのは例外である）	24
(1)	原判決の判断	25
(2)	支配性の意義	25
(3)	支配性なしとするのは例外である	25
(4)	支配性の有無は事案に即して判断されるべきである	26

(5) 支配性の有無の基準について	26
(6) 原判決の誤り	26
3 過失相殺について	28
(1) 原判決の判示（過失相殺すべき事情の有無）について	28
(2) 原判決の判示（過失相殺の一律の判断）について—本件では過失 相殺は一律（類型的）に判断できる	28
(3) 簡易確定手続における過失相殺の判断が可能なこと	30
4 勧誘と購入との因果関係について	32
(1) 原判決の判示	32
(2) 因果関係の有無は簡易確定手続きで判断されるべきである	33
ア 原判決の誤り	33
イ 原判決は因果関係のない対象消費者がいることの判断をしてい ない	33
ウ 因果関係の認められない対象消費者がいても例外的である	34
エ 本件は簡易確定手続きで「適切かつ迅速に判断すること」が困 難ではない	35
5 まとめ	35
添付資料	36

第1 本件の重要性

1 本件訴訟の意義と原判決の問題

(1) 本件の概要

本件は、実態とかけ離れた虚偽・誇大な共通の勧誘により、個々の被害は少額ながら、多数の消費者が被害に遭った巨額にのぼる消費者被害事件につき、申立人が、多数消費者の被害の回復を目的として立法された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）」に基づく共通義務確認訴訟を提起した案件である。

相手方らは、対象消費者から総額約9億4460万円にも達する巨額な利益を得ているものと思われるが、5500名余の個々の対象消費者の被害額は最大でも59万6000円、多くの対象消費者のそれは10万円未満¹である。この金額は、個々の対象消費者からみると決して少額とまでは言えないが、被害回復を求めるための費用対効果の観点から、個々の対象消費者が個別に被害回復を求めることに躊躇し、そのままでは、泣き寝入りを強いられる結果となる金額という意味では少額の多数消費者被害であり、まさに、特例法の立法趣旨から（甲第22号証）、特例法の活用が求められる事案である。

(2) 原判決の問題点

ところが、第一審判決は、対象消費者におよそ過失相殺すべき事

¹ 原判決8頁で引用する第一審判決4頁及び22頁から、仮想通貨バイブルは、価格が4万9800円または5万9800円で購入者は約4000名なので総額約2億円、仮想通貨バイブルとVIPクラスのセットは価格が9万8000円で購入者は約1500名なので約1億4700万円、パルテノンコースは価格が49万8000円で購入者は約1200名なので総額約5億9760万円、これらの総合計は9億4460万円に達する。パルテノンコースを購入しなかった者は約4300名でその被害額は、最大でも9万8000円。パルテノンコース購入者の最大の被害額は59万6000円である。

情がないとはいえない、個々の対象消費者ごとに過失相殺の判断が必要だとして、特例法の「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（同法3条4項）に該当するとして訴えを却下し、原判決もこれを是認してしまった（この特例法3条4項は、法文上「支配性」という文言はないが、いわゆる支配性が欠ける場合に訴えを却下することができるとする規定であって、「支配性」が欠けることを消極的な要件とするものであり、支配性の存在を積極的な訴訟要件としているものではない。）。

なお、原判決は、仮想通貨バイブルについては、第一審判決とは異なり、過失相殺については「典型的に認定して過失相殺の有無及び過失相殺の程度を判断することが困難であるとまではいえないとしても」としながら、相手方らの勧誘と対象消費者の購入との因果関係について、「被告らが争っているため、それぞれ個別に審理する必要がある」として、やはり、特例法3条4項に当たる場合と判断している。

しかし、本件は、そもそも過失相殺をすべき事案なのか、仮に過失相殺が必要であり、対象消費者ごとの事情を斟酌するとしても、個々に尋問等の審理をする必要があるのか、因果関係の存否について対象消費者ごとに個別の審理を必要とするのか、あるいは事業者が争っていることによって支配性の有無が左右されるのかなど多くの点で疑問があり、特例法の今後を左右する極めて重要な問題である。

原判決の判断は、安易に過失相殺の適用を認め、又、個別審理の必要性を認め、支配性を欠くものとするにより、本件と同様な少額で多数の消費者被害が多数発生している状況において（甲26

～42)、本件類似の悪質商法を助長し、特例法による救済を著しく制限することになり、消費者被害の救済を図ろうとする立法の趣旨を大きく損なうものである。

2 上告受理申立理由の要旨

(1) 概要

上告受理申立の理由については、第2以下で詳述するが、原判決は、民法の過失相殺に関する規定（民法722条2項）の解釈・適用を誤っていること、特例法3条4項所定の支配性を欠くこととなる場合についての解釈・適用を誤っていることである。

これらは、いずれも法令の解釈に関する重要な事項を含むものであることから（民訴318条1項）、最高裁判所の正しい判断を求めるものである。

要旨は、以下のとおりである。

(2) 過失相殺について

そもそも、虚偽誇大な勧誘を信じて商品を購入した消費者の損害賠償請求について過失相殺を認めることは、虚偽誇大な勧誘をした不法行為者に、違法行為による利得を認めることになり、そのような違法行為のやり得を許す結果となるような解釈が社会通念から認められるものなのかという、公平の理念に基づく過失相殺に関する根本的な問題に帰着する。

(3) 支配性について

また、支配性については、現在まで、どのような場合に支配性を欠くことになるのかについての明確な判断基準を示した裁判例は見あたらないところ、学説では、立法目的や多数性、共通性その他の積極的に必要とされる訴訟要件を満たす場合において、支配性は、

特例法の適用を排除する消極的な要件であることから、厳格に解釈、運用すべきだとされており、安易な判断をすべきではないと指摘されているところである。

そして、過失相殺をすべき場合であると判断されるとしても、多くの多数消費者被害におけるいわゆる集団消費者訴訟において、過失相殺が個々の消費者ごとに審理判断されるというような事実は殆どなく、むしろ、一律あるいは類型的に過失相殺され、特別な理由がある一部の消費者について他の消費者と違う割合での過失相殺がされたりすることがあるにすぎない。そうだとすれば、たとえ多数消費者被害において過失相殺すべき事情があるとされる場合であっても、特例法において、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難」などということはなく、支配性に欠けるところはない、という判断が導かれるべきである。

さらに、因果関係についても、共通の勧誘による場合であるから、特別な事情により因果関係が無いとされる場合を除いては、おおよそ因果関係が認められ、特別な事情があるとされる場合には簡易確定手続きにおいて個別に判断されれば足りるのであり、支配性を欠くということにはならないというべきである。

以下、詳述する。

第2 過失相殺は認められないこと（民法722条2項の解釈・適用の重大な誤り）

1 相手方らの不法行為の違法性は重大であり過失相殺すべき場合ではないこと

（1）原判決の判示と問題点

原判決は、相手方らの勧誘が不法行為となり、対象消費者がそれ

に基づき誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したとしても、「過失相殺をすべきではないというほどまで相手方らの不法行為の違法性が重大であるとはいえない」等と判示した。

しかし、上記判示は本件事案について経験則に著しく反する誤った理解に基づくものである。以下、まず、相手方らの勧誘内容と実際に提供された商品の著しい乖離から勧誘の悪質性を明らかにしたうえで、違法性が重大であり過失相殺すべき場合でないことを述べる。

(2) 相手方らの勧誘文言

ア 仮想通貨バイブルの勧誘文言

仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの勧誘用のウェブサイト（甲3・甲4）（以下「本件サイト」という。）の冒頭は、「ハイパーミリオネア・泉忠司が参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた“秘密の手続き”で日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクトが遂に始動！」と誰もが目を留めるような目立つ表現で始まっており、相手方泉忠司（以下、「相手方泉」という。）が、「ミリオンセラ作家であり、有名大学教師・東久邇宮文化褒賞受賞者」と権威付けられている（甲3・1枚目、甲4・1枚目）（原判決8頁で引用されている第一審判決19頁）。

そして、本件サイトでは、「日本初公開の最新テクノロジーを利用し18歳の高校生から90歳のおじいちゃんまで日給3万円～30万円の不労所得を手に入れたビジネス初心者が続出中！」（甲3・1枚目、甲4・1枚目）、

「自動的に億万長者になることを本気で決意したら今すぐ下にあるお申し込みボタンをクリックしてフォームに必要事項を入力し、お申し込み手続きをしてください」（甲3・2枚目、甲4・3頁目）、

「何かのご縁でこのサイトにたどり着いたあなたはすでに億万長者になることが約束されたも同然です。本当におめでとうございます。これからあなたに実践者がたった半年ほどの間に16億円も稼いでしまった日本初公開の最新の方法をお伝えしていこうと思います。すでに実践中の彼らは3年以内に確実に億万長者になると断言します。」(甲3・5枚目、甲4・10頁)、

「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した「仮想通貨バイブル」を公開します…この教材は「暗号通貨で稼ぐ」ことに特化した世界初の教材です。」(甲3・9枚目、甲4・20頁)等と勧誘していた(原判決8頁で引用されている第一審判決19頁)。

また、本件サイトでは、仮想通貨バイブルについて「2週間で100万円など短期的な稼ぎ方から1万円が数年で60億円になるといった中長期的な稼ぎ方まで暗号通貨で稼ぐ方法を初心者にも分かりやすく徹底解説しています。」(甲3・10枚目、甲4・22頁)としたうえで、商品概要では、第1巻「仮想通貨が世界を変える」、第2巻「仮想通貨の稼ぎ方のすべて」、第3巻「仮想通貨パイオニアの実践報告」、第4巻「お金の仕組み」、第5巻「ビジネスと投資の王道」…と説明されていた(原判決8～9頁及び原判決8頁で引用されている第一審判決19頁)。

さらに、鉄則等として8つの条件を満たす稼ぎ方(鉄則1:誰でもできる簡単さ、鉄則2:時間がかからない、鉄則3:多額の資金がかからない、鉄則4:どこにいてもできる、鉄則5:不労所得になる、鉄則6:複数の収入源が手に入る、鉄則7:長期継続してお金が入ってくる、鉄則8:リスクがない)であることを記載していた(甲3・21～22枚目、甲4・43～45頁目)。

上記のような仮想通貨バイブルの本件サイトの勧誘文言からすれば、相手方らの勧誘は、仮想通貨バイブルを購入しさえすれば、日本初公開の最新テクノロジーを利用して、暗号通貨で稼ぐ方法により、誰でも簡単・確実に多額の利益が確保できることを内容としていることは明らかである。

イ VIPクラスの勧誘文言

VIPクラスについては、勧誘にあたっては「より「確実に」、より「早く」億万長者になりたいという方を対象としたVIPクラスをご用意しました」と説明されていた（甲3・15枚目、甲4・34頁、原判決8頁で引用されている第一審判決19～20頁）。

そうすると、仮想通貨バイブルと併せて同じ本件サイトを通じて勧誘が行われたVIPクラスも、その勧誘文言からすれば、より確実に、より早く億万長者になるための商品であり、仮想通貨バイブルの購入に加えられたVIP席などの特典は、暗号通貨で稼ぐ手段を教示する仮想通貨バイブルの購入に付随したものに過ぎないというべきである。結局VIPクラスの勧誘も、仮想通貨バイブルに依拠して、誰でも簡単・確実に多額の利益が確保できることを内容とするものである。

ウ パルテノンコースの勧誘文言

パルテノンコースについても、仮想通貨バイブルを購入した者を対象とした商品であり（甲5の1）、相手方らは、

「あなたをより確実に、そしてより早く億万長者にするための一度限りの特別な提案です。」、「金融系のシステムが世界で最も進歩している国であるイスラエルのある企業との業務提携が実現し、日本初公開となるシステムを特別に提供することができるようになったのです。その名も「ハイスピード自動AIシステム」です。AI、

つまり人工知能、その名のとおり人工知能があなたの代わりにものすごいスピードで資金を増殖させてくれる驚愕のシステムです。」「このシステムを使うことによりあなたが暗号通貨で稼ぐスピードが2倍、3倍、さらには5倍、10倍とアップしていくのです。」「あなたがハイスピード自動AIシステムを使ってお金を稼ぐためにやることは簡単な初期設定だけです。初期設定さえ済ませてしまえばあとはAI、つまり人工知能にお任せで大丈夫です。AIがあなたの代わりに24時間365日、あなたのお金を増やし続けてくれるのです。」

と勧誘していた（甲5の1、甲5の2、原判決8頁で引用されている第一審判決21頁）。

そして、パルテノンコースの目玉は「ハイスピード自動AIシステム」であると説明されていた（甲6の2・1頁22、23行目）。他方で、パルテノンコースの目玉である「ハイスピード自動AIシステム」が、相手方泉が否定する投機的取引であるバイナリーオプション取引により利益を出すものであることには全く触れられていなかった。

上記のようなパルテノンコースの勧誘からすると、相手方らの勧誘は、パルテノンコースを購入すれば、日本初公開の最新テクノロジーである「ハイスピード自動AIシステム」を利用することにより、初期設定さえ済ませてしまえば、AIが購入者の代わりに24時間365日お金を増やし続けてくれる、その結果、暗号通貨で稼ぐスピードが2倍、3倍、5倍、10倍とアップしていくということを内容としている。これもやはり、誰でも簡単・確実に多額の利益が確保できることを勧誘内容としている。

エ 勧誘文言から導かれる本件各商品等に期待される内容

上記の各勧誘文言からすれば、いずれの商品も格別の知識、技量等を要せずに、誰でも簡単に多額の利益を稼ぐ方法について、その教示と手段を提供することを目的としており、それ以外の目的を、上記勧誘文言からうかがうことはできない。上記の各勧誘を受けて購入した者は、誰でも上記勧誘文言のとおり、本件各商品等によって、格別の知識、技量等を要せずに、簡単に確実に多額の利益を得ることができる手法の習得やシステムの入手ができるものと期待するのは当然である。

(3) 提供された商品等について

ア 仮想通貨バイブルの内容

相手方らの上記勧誘とは異なり、仮想通貨バイブルの内容は、以下のような内容であり、原判決も認定するように「具体的状況に応じた仮想通貨を利用した利益を得る方法まで説明するものとはいえず、誰でも簡単・確実に多額の利益が確保できるような内容ではない」（原判決8頁で引用されている第一審判決24～25頁）。

仮想通貨バイブルの内容は冗長を極めるが、柱となるべき「稼ぎ方」について、「①安いときに買って高いときに売るFX的な取引の方法」（原判決8頁で引用されている第一審判決20頁及び原判決9頁）などおよそ稼ぐ方法の教示に値しない極めて陳腐なものであった。

また、その他の②アービトラージを利用して稼ぐ方法、③マイニングに参加して稼ぐ方法、④市場未公開の仮想通貨をプレセールの段階で数年保持して稼ぐ方法、⑤市場未公開の仮想通貨の代理店となって紹介報酬を得る方法、⑥仮想通貨の使用や取引をする上で必要となる商品をアフィリエイトにより紹介して紹介報酬を得る方法、⑦仮想通貨に関するニュースメディアを作成して広告収入を得る方

法、⑧セミナーを開催するなどしてその対価を稼ぐ方法（原判決 8 頁で引用されている第一審判決 20～21 頁及び原判決 9 頁）など、いずれも、ごくわずかな抽象的説明があるに過ぎず、誰でも簡単に確実に多額の利益を得られるものではない。もとより、「日本初公開の最新テクノロジー」という勧誘文言に反し、「日本初公開」でも「テクノロジー」の名に値するものでもない。

したがって、仮想通貨バイブルの内容は、相手方らの勧誘の内容と大きく乖離するものであった。

イ VIP クラスの内容

上記VIP クラスの勧誘の内容で述べたとおり、VIP クラスセットの特典とされるセミナー等は、付随的なものであり、固有の価値を持つとはいえない。勧誘の柱となった仮想通貨バイブルによる稼ぎ方の実際の内容が上記のとおり勧誘内容に著しく反している以上、VIP クラスの内容も仮想通貨バイブルと同様、相手方らの勧誘の内容と大きく乖離するものである。

ウ パルテノンコースの内容

パルテノンコースの目玉はハイスピード自動AI システムとされている。この自動AI システムは、そもそも専ら仮想通貨を対象とするものではない上に、相手方らが「リスクが高すぎ」（乙B 7 の 119 頁右 2 行目以下 3 行目）と否定したバイナリーオプション取引であることからリスクが顕在化し多額の損失を被る可能性もある（甲 11）。また、AI が代わりに 24 時間 365 日お金を増やし続けてくれるものではなく、購入者がトレーダーをフォローし、フォローしたトレーダーと同様の取引がされる仕様であり、フォローするトレーダーには、プロから素人まで存在するところ、学習型AI を使用して取引を行う「Z. Z.」というトレーダーを購入者全員が

フォローすることができないなど、相手方らの勧誘内容と提供された商品は大きく乖離したものである。

エ 小括

以上のことから、相手方ワンメッセージによって提供された商品等は、相手方らの勧誘の内容と大きく乖離したものであって、購入者の期待を甚だしく裏切る内容の商品で、正しい説明がされていれば購入しなかったような商品等であるから、相手方らの虚偽・誇大な内容の勧誘は極めて悪質なものである。

(4) 相手方らの勧誘行為の違法性は重大であること

ア 原判決の認定と違法性の評価について

以上のように、相手方らの勧誘に照らし、本件各商品の購入者の期待を大きく裏切る内容の商品であったことは明らかである。それにもかかわらず、原判決は、「およそ架空の取引を勧誘したというものではなく、本件各商品等の提供が一定程度認められ」ることから、「違法性は重大であるとはいえない」としている（原判決12頁、原判決8頁で引用されている第一審判決24～25頁）。

また、原判決は、「消費者契約法4条1項1号等のなかに本件商品等に係る消費者契約に適用される条項が含まれるとしても」（原判決12頁）、やはり違法性は重大でないと判示している。

しかしながら、このような認定は、虚偽誇大な内容の勧誘をすることの違法性を過小評価するものであり、以下に述べるとおり、本件の各勧誘の違法性は重大であり、過失相殺すべきではない。

イ 商品の内容の重大な違いにもかかわらず、違法性が重大ではないとする判断の誤り

相手方らの商品等が一定程度提供されたとしても、上述したとおり、その商品等は、商品の購入動機となる最も重要な核心部分であ

るお金の稼ぎ方において勧誘時の説明内容と異なり、消費者が合理的に期待する商品等ではなく、したがって、虚偽・誇大な内容の勧誘がされなければ、対象消費者が購入しなかったものである。しかも、相手方らは、そのことを知りながら、その事実を隠して勧誘しているのだから、違法性が重大でないとする原判決の判断は、健全な社会通念からは、およそ是認されるものではない。

また、原判決は、付属するサービスが提供されていることを評価しているが、契約の目玉となる商品の説明が虚偽・誇大であるから、相手方らの虚偽・誇大な勧誘の違法性が減殺されるものでもない。

このような判断も、やはり、健全な社会通念からは、およそ是認されることはない。

ウ 消費者契約法違反等法令違反の過小評価の誤り

(ア) 消費者契約法違反

消費者契約法4条1項1号の不実告知により取消しが認められる場合は、契約の重要事項に関して不実がある場合である。事業者が不実だと知らない場合にも取り消し得るが、知っていれば、民法の詐欺（96条1項）にも該当することになる。

また、同法4条1項2号の断定的判断の提供は、投資取引一般においても禁止されている重大な違法行為である。

本件の勧誘は、上述のとおり、提供された商品から見て、不実告知、断定的判断の提供に該当するが、それにもかかわらず、原判決の判示は、かかる消費者契約法に反する勧誘行為の違法性を過小評価するものであり、経験則・常識に反するものといえる。

さらに、消費者契約法の不実告知や断定的判断の提供の効果は取消しによる原状回復であり、過失相殺は考えられない。

(イ) 特定商取引法の通信販売における誇大広告の禁止違反

相手方らの前述した勧誘内容は、提供された商品との乖離が極めて大きく、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）第12条で禁止されている誇大広告に該当する。これは刑事罰の対象となりうるものであり、その違法性は極めて重大である（特商法72条第1項第3号）。

なお、本件と同種事案である個別の集団訴訟の東京地裁令和元年7月3日判決（甲14）においても、特商法の誇大広告に該当することが指摘されたうえで、何ら過失相殺されることなく、購入者である原告らの請求が認容されている。

（ウ）景品表示法の有利誤認に該当する違法性

対象消費者が仮想通貨バイブルや仮想通貨バイブルとVIPクラスのセットを購入した動機の1つに、商品等の価値と比べて「大変お得である」と判断したことが指摘できる。

仮想通貨バイブルの価格について、販売実績がないにもかかわらず、「100万円でも安すぎる」、「安くても最低20～30万円はかかる」等とした上で、さらに、この価格を基に特別に7万円という廉価で販売するが、さらに今回は先行販売ということで4万9800円で提供するなど説明している（甲3・14枚目）。

さらに、VIPクラスの価格について、「最新暗号通貨公開セミナーVIP席（30万円相当）」「泉忠司バースデーセミナーVIP席（30万円相当）」とし、これに「無期限の億万長者インサイダーLINEグループ」の特典が加わり、合計で「1億円でも安いですし、1000万円でも申し込みが殺到すると思います。」「1000万円でもいいのですが」としたうえで、4万8200円で良いと説明している（甲3・15～18枚目）。

しかし、仮想通貨バイブルについては20～30万円で販売し

た実績はもちろん、7万円で販売した実績もない。また、VIPクラスを1000万円で販売した実績もない。

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）では、有利誤認（景品表示法5条2号）を禁じている。有利誤認となる不当な価格表示については、平成28年4月1日に消費者庁が改訂した「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」が示されているところ、本件に即していえば、販売価格に関する表示については、「自己が供給する商品又は役務の販売価格について、実際の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示」が問題とされる。「有利であると一般消費者に誤認される」とは、当該表示によって販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えることをいい、「著しく有利」であると誤認される表示か否かは、当該表示が、一般的に許容される誇張の程度を超えて、商品又は役務の選択に影響を与えるような内容か否かにより判断される。

本件では、相手方らの上記説明は、販売実績のない商品・サービスについて、著しく廉価で販売すると説明して、一般消費者に、著しく有利であるとの誤認を与えているものであり、著しい不当表示といえる。

そして、有利誤認表示は、措置命令の対象となり（景品表示法7条）、措置命令違反は刑事罰の対象となるのであるから（景品表示法36条）、その違法性は極めて重大である。

エ 被害が甚大であること

違法性の評価は、目的、手段、結果を総合的に判断すべきところ、手段の違法性については、上記のとおり極めて悪質であり、さらに結果の重大性については、前記第1、1（1）で述べたとおりであ

り、被害者の数、被害金額から見ても、その規模、深刻さは際立っており、相手方らの不法行為の違法性は重大であるといえる。

オ 小括

以上、原判決は「およそ架空の取引を勧誘したというものではなく」などと、何らかの履行がなされれば違法性は重大ではないかのような判示をするが、たとえ相手方において原判決判示のような履行がなされたとしても、相手方らの不法行為の違法性が重大であることに変わりない。

2 故意の不法行為であり過失相殺すべきでないこと

(1) 故意の不法行為と過失相殺

原判決は「誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したと認められたとしても、そもそも投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難い上、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品等の購入に至る経緯等の事情は様々であることからすれば、本件各対象消費者において誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおよそないとはいえない。」と判示する(原判決11頁(9)で修正された第一審判決24頁)。

しかし、故意の不法行為において、加害者らの故意が、被害者の不注意を惹起すること、あるいは、その不注意を利用することに向けられているような場合、その加害者らに、相手方の不注意を理由に過失相殺の主張を認めるべきではないとされている(甲45)。これを認めては、違法行為のやり得を認める結果ともなってしまうからである。

本件では、まさに以下に述べるとおり、相手方らの故意が、被害者の不注意を惹起していること、あるいはその不注意を利用することに向けられているものであって、過失相殺が認められない故意の不法行為である。

(2) 故意の不法行為であること

ア 相手方泉は、仮想通貨バイブルの勧誘を内容とする動画に出演して（乙B7の1～7の3）、仮想通貨バイブルの購入の勧誘をしたうえ、仮想通貨バイブルにも自ら出演していた（乙B1の1～1の4）。

したがって、相手方泉は、仮想通貨バイブルの内容及び性質を認識していた。

そして、仮想通貨バイブルの内容及び性質につき、虚偽又は著しく誇大な効果を強調して説明した場合には、その相手方において、その勧誘内容を真実であると誤信し、その者が仮想通貨バイブルを購入して、仮想通貨バイブルの代金相当額の損害を生じさせることを相手方泉は認識していた。

上述のとおり仮想通貨バイブルは勧誘内容に比し無内容なものであるから、相手方泉には、仮想通貨バイブル及びVIPクラスの勧誘について、故意の不法行為が成立する。

また、相手方泉のパルテノンコースの勧誘は、柱となるハイスピード自動AIシステムが「リスクが高すぎ」と自ら否定していたバイナリーオプション取引であることを告げず、その説明内容は、簡単な初期設定さえすれば、24時間365日、購入者のお金を増やし続けてくれるというものであるが、実際には簡単な初期設定で自動的に利益を生むシステムは存在せず、相手方泉には、虚偽又は著しく誇大な効果を強調して説明し、勧誘をしたことについての認識

がある。

したがって、相手方泉には、パルテノンコースの勧誘について、故意の不法行為が成立する。

イ 相手方ONE MESSAGEは、仮想通貨バイブル、VIPクラス、パルテノンコースのいずれも販売した事業者であり、相手方泉において、上記のとおり、虚偽又は著しく誇大な効果を強調して説明し、勧誘をしたことについての認識があることは明らかである。

パルテノンコースについては、AIが取引をするのではなく、トレーダーと同じ取引をフォローする仕組みにすぎず、且つ、フォロー対象のトレーダーには、素人からAIを利用したトレーダーまでいるが、推奨する「Z・Z」を購入者全員がフォローできるものではないことも承知していた。

したがって、相手方ONE MESSAGEによる仮想通貨バイブルやVIPクラス及びパルテノンコースの勧誘について、故意の不法行為が成立する。

(3) 小括

以上のように、本件では、相手方らの故意が、被害者の不注意を惹起していること、あるいはその不注意を利用することに向けられていることは明らかである。

また、相手方らは、勧誘内容と提供される商品等が大きく乖離したものであることを認識し、購入者の期待を大きく裏切るものであることを認識したうえで勧誘するという不法行為を行っており、極めて悪質な故意の不法行為である。

したがって、相手方らの不法行為は、過失相殺を認めるべきではない極めて悪質な故意の不法行為といえることから、過失相殺すべきではない。

3 過失相殺の趣旨に反することなど

(1) 過失相殺の趣旨に反すること

原判決は「過失相殺すべき事情がおよそないとはいえない。」として、その理由として、「投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難い」等と判示する（原判決11頁及び原判決8頁で引用されている第一審判決24頁）。

かような判示の指摘については、騙された者が悪いとでも言わなければならないが、損害の公平な分担を趣旨とする過失相殺の場面において、虚偽または著しく誇大な効果を謳って勧誘をした当事者が、その購入者に対して、その勧誘で購入者を取引に引き込みながら過失相殺の主張をすることを認めて、損害の減額を認めることは、虚偽または著しく誇大な効果を謳って勧誘した者に、利益を与えることを意味するもので、前記過失相殺の趣旨に反することになる。

前記第1、1（1）で述べたとおり、巨額な消費者被害を生じさせていたことから、過失相殺の主張を認めれば、相手方らに数億円の利益を認めることになりかねないのである。このような結果が著しく不当であることは、誰の目から見ても明らかである。

(2) 原判決が掲げる事情は過失相殺の事情とはならないこと

原判決は、「本件各商品等の内容は投資等の方法に関するものといえるので」、投資の知識・経験等の事情を考慮して過失相殺すべきである旨判示している。

しかしながら、相手方らは、本件各商品等の販売にあたり、前記第2、1、（2）で述べた通り、「日本初公開」のものである等と勧誘をしており、その情報は、本件各商品等の販売者等である相手方らが独占しており、対象消費者は商品の内容や情報を事前を知るこ

とができなかった。

また、パルテノンコースの目玉であるハイスピード自動AIシステムにあっては、バイナリーオプション取引を行うものにすぎないところ、この取引は相手方泉が自らリスクが高すぎるなどと自認していたものを「目玉」として販売したものであるから、対象消費者には予見できず、事前に内容を知ることができない商品であった。

したがって、本件各商品等は、対象消費者が事前に内容を知ることができないものであった。

原判決は、「確かに、本件各商品等の購入は投資そのものでなく、その購入に係る判断も控訴人が主張するように投資判断そのものではないものの、本件各商品等の内容は投資等の方法に関するものといえるので、上記の諸事情により過失相殺をすべき事情がおよそないとはいえないのは上記のとおりである。」と判示するが（原判決11頁（9））、本件各商品等の内容が投資等の方法に関するものであることは、商品が届いて初めて判明した事実であり、それまでは、「誰でも、簡単に稼ぐ方法」と説明されており、仮想通貨バイブルの勧誘の際の8原則からは投資とは思えないし、パルテノンコースも初期設定だけでよいということであった。したがって、「投資」を前提とする原判決の考えは、誤りである。

このように、本件各商品等は、事前に内容を知ることができない新規の手法に関する商品であることからすれば、原判決が判示する対象消費者の「仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品等の購入に至る経緯等の諸般の事情」は、過失相殺すべき事情とはならない。

（3）小括

以上のとおり、「投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができ

る方法があるとは容易に想定し難い」ことを消費者に過失相殺の事情があることの基礎に据える原判決は、消費者に故意に誤解を与えた事業者である相手方らの違法性を過少評価し、相手方らに利益を認めるといふ根本的な誤りに陥っており、損害の公平な分担という過失相殺の趣旨に反している。

また、原判決が指摘する事情は、事前に内容を知ることができない新規の手法を内容とする商品等の場合には、過失相殺の事情とはならない。

原判決が、誤った判断・経験則を前提として、本件において過失相殺すべき事情がおよそないとはいえないとしたことは、民法722条2項の解釈・適用を誤っている。

第3 支配性について（特例法3条4項の解釈・適用の重大な誤り）

原判決は消費者裁判特例法3条4項の解釈を誤っている。

1 はじめに

原判決は、本件について消費者に過失相殺すべき事情や因果関係の有無について、典型的に認定することは困難、個別に審理する必要があるとして、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（特例法3条4項）に当たると判示した。

しかし、本件では、上述したとおり、過失相殺すべき場合に該当しないと考えるが、仮に本件において消費者に過失相殺すべき事情や因果関係の存否等につき審理の必要があったとしても、以下のとおり、本件は支配性に欠けるところはない。

2 支配性について（支配性なしと判断するのは例外である）

(1) 原判決の判断

特例法3条4項に規定する支配性の要件について、原判決は、格別の規範を示さず、本件について過失相殺すべき事情や因果関係の有無を類型的に認定することは困難、個別に審理する必要があるなどの事情があるなどと判断し、支配性を欠くものとしている。

(2) 支配性の意義

そもそも支配性の要件とは、同条4項によって「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に訴えを却下できるとされていることを指し、例として、商品の瑕疵において個々の顧客の購入した商品に当該不具合があるかの判断や、損害保険金不払いの事案のように保険事故が生じているかの認定が困難な場合などがあげられている（例えば、国会審議における政府参考人の説明（乙B17の4 20, 21頁））。

その意図するところは、個々の対象消費者ごとに不具合や保険事故の有無の審理を要する事案のように対象消費者ごとに個別の審理を要する場合を想定して、支配性なしとして、かような事案を共通義務確認訴訟以下一連の手続きから除外するものであろう。

(3) 支配性なしとするのは例外である

共通義務確認訴訟は、特例法第2条4号、第3条1, 2項により対象となる請求、損害などについて要件を限定していることから、さらに支配性を欠くとする判断は安易に認められるべきではない。伊藤眞教授によれば、共通義務確認訴訟に後続する簡易確定手続の審理の状況を想定したものであるから、支配性を欠くとするのは「あくまで例外的場合にとどまろう。」（甲23）とされ、山本和彦教授によれば「過度に厳格にこの要件を運用するのは相当でなかろう。」

(甲 2 4) と指摘されている。

(4) 支配性の有無は事案に即して判断されるべきである

上記のとおり支配性なしとされるのは「例外的場合」であり、特例法 3 条 4 項の規定について「過度に厳格にこの要件を運用するのは相当」ではないとされているのであるから、支配性を欠く例として上記 (2) で取り上げられている不具合や保険事故についてもあくまで事案に即し、簡易確定手続で「適切かつ迅速に判断することが困難」であるか否か、個別に判断されるべきものである。

(5) 支配性の有無の基準について

また、特例法に基づく共通義務確認訴訟以下一連の手続きは、多数の消費者が個別に訴訟提起して個々に審理した場合に比し、迅速な判断を得られるだけでなく、事業者側の応訴負担の軽減にもつながる (甲 2 2 Q 2) ことが想定されるのである。

そうすると支配性の有無を判断する場合、支配性の要件として定められた簡易確定手続の「適切、迅速」な判断の困難性とは、かような視点からも判断されるべきである。

(6) 原判決の誤り

以上のように、原判決は、支配性なしとするのは例外であり、簡易確定手続における審理上の工夫を前提において「適切かつ迅速に判断することが困難」であるか否かを判断すべきところ、「簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容」を慎重に検討することもなく、支配性の要件が認められない旨判断した。

原判決は、過失相殺や因果関係について、「過失の有無及びその割合は異にする」(原判決 1 2 頁)「個別性が強い」「類型的に認定することは困難」(いずれも原判決 1 3 頁)、
「個別に審理する必要がある」(原判決 1 4 頁)などと判示するが、上述のとおり、支配性

が欠けるとの判断はあくまで例外的であり、後述のとおり、過失相殺について一律に判断した裁判例もあるように、過失相殺や因果関係について個別性があることをもって直ちに支配性のないことに結びつくわけではない。

また、被害者が多数に及ぶ消費者事件の訴訟の審理において過失相殺や因果関係が問題となったとしても、前記第1、2(3)で述べたとおり、一般的には、個別の対象消費者ごとに多様化、細分化するとまでは言えないのであるから、直ちに簡易確定手続における判断が困難とは言えない。伊藤眞教授も、個別性を理由として直ちに支配性を否定することは、「制度の機能を確保するためにも検討の余地があろう。」とされている(甲23 注28)。さらに、山本和彦教授は、支配性が否定されるには「簡易確定手続において様々な審理上の工夫が尽くされる場合を想定し、その場合であってもなお適正迅速な判断がおよそ難しいということが共通義務確認訴訟の裁判所において積極的に認定される必要がある。」(添付資料 一橋大学教授山本和彦の「法律意見書-共通義務確認訴訟における支配性について-」(以下、「法律意見書」という。)6頁)と指摘されている。

ところが、原審、さらに第一審においては、支配性の欠缺を判断するにあたり、「類型的に認定することが困難」であるか否か、個別審理がどの程度必要かについて、その根拠を示すことなく、例えば相手方らに具体的な資料の有無やその開示を要求するなど何らの審理もされていない。

原審は、支配性の欠缺を判断することは、例外的で、厳格な運用は相当でないとされるところ、慎重な検討を怠っている。

以下、過失相殺、因果関係に関して、個別に原判決の判示が正当

ではなく、少なくとも本件では、本訴訟あるいは簡易確定手続で審理され得ることについて個別に主張する。

3 過失相殺について

(1) 原判決の判示（過失相殺すべき事情の有無）について

ア 原判決は、「本件各対象消費者において誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおよそないとはいえない。」と本件各対象消費者に過失相殺すべき事情のある旨判示する。

イ 本件において過失相殺が問題とならないことについては、申立人が上記第2に主張したところであるが、以下、この点は措いて、本件において過失相殺すべき事情があることを前提として、原判決が、過失相殺すべき事情について本訴訟または簡易確定手続にて判断することが困難であるとする判示についてそれが誤りであることを以下(2)、(3)に主張する。

(2) 原判決の判示（過失相殺の一律の判断）について—本件では過失相殺は一律（類型的）に判断できる

ア 申立人は、原審において、本件については、仮に各対象消費者に過失相殺すべき事情があったとしても、対象消費者が、インターネットを通じて同一内容の勧誘を受けて本件各商品を購入したものであるから、過失相殺すべき事情は本件各対象消費者に共通である。したがって、対象消費者の過失割合は、本件訴訟において一律に判断されれば済むと主張した。

これに対し、原判決は、「本件各対象消費者の過失の有無や過失割合については、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品購入に至る経緯

等の諸般の事情を考慮して認定、判断することが必要であり、」（原
判決の引用する第一審判決 25 頁）「個々の対象消費者ごとに異なる」
（原判決 12 頁）「その過失の有無及び割合は異にするというべき」
（原判決 12 頁）として、本件訴訟及び簡易確定手続において判断
できない旨判示する。

しかしまず、上記のとおり、過失割合が個々の消費者ごとに異な
るとしても、それが直ちに支配性の欠缺にはつながらない。

イ そもそも、原判決が述べる「仮想通貨への投資を含む投資の知識、
経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品購入に至る経緯等の諸
般の事情」などの過失相殺すべき事情は、通常、過失相殺にあたり
想定され得るものである。それにもかかわらず、特例法では、共通
義務確認訴訟における請求原因として過失相殺があり得る不法行
為あるいは債務不履行による損害賠償請求を認めているのである。
原判決の判示に従えば、損害賠償を請求原因とする共通義務確認訴
訟（消費者事件では損害賠償を求めることで被害救済を図ることは
極めて多い）では、多くの事案で、簡易確定手続での審理は困難と
して支配性の要件を欠くと判断されることにつながってしまい、ひ
いては特例法の立法趣旨である消費者の財産的被害の回復に背く
こととなろう。

ウ 本件では勧誘に際し、仮想通貨バイブルDVDやVIPクラスで
は「秘密の手続き」（原判決第3 1(2)ア）「日本初公開の最新
テクノロジー」（同イ）、パルテノンコースでは「日本初公開とな
るシステムを特別に提供」などと、いずれも謳われていたのであり、
要するに、従前とは異なる新しい手法についての商品であることを
強調していた。したがって、対象消費者は提供される商品の内容を
従前の知識から事前に確認することはできないのであるから、知識、

経験などは過失相殺すべき事情の判断に際し重要とはいえない。本件では、「対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、本件各商品購入に至る経緯等の諸般の事情を考慮して認定、判断することが必要」（原判決の引用する第一審判決25頁）となるわけではない。

エ 結局、本件で、過失相殺に際して考慮すべき主要な事情は「誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたこと」である。したがって、過失相殺を適用するのであれば、本件各消費者に共通で類型化は不可能ではないのであり、本件訴訟あるいは本来審理が予定されている簡易確定手続で判断可能である（添付資料 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタール消費者裁判手続特例法」99頁、 町村康貴成城大学法学部教授著「詳解 消費者裁判手続特例法」69頁、なお、町村泰貴教授は同書で「投資経験や年齢などによる分類に基づき過失割合を類型化する」審理は共通義務確認訴訟の中で可能とされている。「法律意見書」8頁）。なお、複数の被害者を原告とする訴訟において、原則3割、一部4割の過失相殺を行った裁判例や一律に過失割合を認定した裁判例も報告されている（前者 大阪地裁平成24年3月16日判決 ウエストロー・ジャパン、後者 （控訴審）大阪高裁平成24年3月14日判決、（第一審）大阪地裁平成23年4月28日判決）。

（3）簡易確定手続における過失相殺の判断が可能なこと

ア さらに、原判決は、申立人の過失相殺の判断に際し、各対象消費者の事情を汲む必要があれば簡易確定手続の審理でも可能である旨の主張に対し、「パルテノンコースについては、仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの購入者を対象として販売したものであり、

各対象消費者の仮想通貨バイブルに対する評価等を含めパルテノンコースの購入に至る経緯等は対象消費者ごとに様々なものがあると想定され、また、VIPクラスセットの購入についても、投資関連セミナーへの参加等といったVIPクラスの内容に鑑みれば、その購入に至る経緯等にも個別性が強いと想定される。そして、パルテノンコース及びVIPクラスセットの購入に至る経緯のみならず、仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等については、陳述書等のみから類型的に認定することは困難である」旨判示する（原判決13頁）。

イ しかし、原判決の上記判示は以下のとおり、正当ではない。

(ア) 共通義務確認訴訟においては不法行為による損害賠償請求が認められているのであるから、本来、過失相殺をすることで損害賠償額を確定するための簡易確定手続きが予定されている(添付資料 慶應義塾大学大学院法務研究科教授著「民事訴訟法による集会的権利保護の立法と理論」295頁)。そして、上述のとおり、支配性の有無については、慎重に判断されるべきであるにもかかわらず、原判決のように、個別の審理の必要性を抽象的に判断したのみでは直ちに支配性の欠缺につながらないというべきである。

(イ) また、原判決があげる過失相殺すべき事情としてあげる各項目は、各対象消費者の仮想通貨バイブルに対する評価等を含めたパルテノンコースの購入に至る経緯、VIPクラスセットの購入に至る経緯、仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等であるが、個人差があるとしても、過失相殺の適用の観点からは、その差がさほど大きいとは考えられないのであり、類型化が困難とはいえず、いずれも「類型的に認定するこ

とは困難」とは言えない。先に引用したように、複数の被害者について、一律の割合により過失を行った裁判例もある。

(ウ) その上、過失相殺については、裁判所は、被害者側の過失が認定される限り、職権でこれを斟酌して妥当な賠償額を決定できることとされているところであり、また、実務においては、通常、過失相殺すべき事情の存否や過失割合について、長期間の審理を経ずに認定されている。

(エ) これらのことからすれば、陳述書などの活用により簡易確定手続にて審理できない理由はない。山本和彦教授も、「個々の消費者ごとの特殊事情というものはあり得るが、それは簡易確定手続の中で判断すべきであろう。」とされている（「法律意見書」8頁）。

4 勧誘と購入との因果関係について

(1) 原判決の判示

原判決は、「仮に、」として「仮想通貨バイブルについては、投資の知識、経験の有無及び程度等について陳述書等から典型的に認定して過失相殺の有無及び過失相殺の程度を判断することが困難であるとまではいえないとしても、前記アのとおり、そもそも投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難いことに加え、仮想通貨による稼ぎ方に関する情報が仮想通貨バイブルの販売当時に一般に知れ渡っていない状況にあったとうかがわれることに照らせば、仮想通貨バイブルを購入した動機は、被控訴人らからの勧誘により対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信した場合のほかに、そのような誤信をせずに、単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合

なども想定される。そうすると、仮に控訴人が主張するように仮想通貨バイブルの勧誘が不法行為となるとしても、その対象消費者ごとに当該不法行為により当該対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したかどうか、すなわち因果関係の存否についても、被控訴人らが争っているため、それぞれ個別に審理する必要があり、陳述書等により典型的に判断することは困難であると解される。」と判示する（原判決13頁）。

（２）因果関係の有無は簡易確定手続で判断されるべきである

ア 原判決の誤り

しかし、本件における勧誘と各商品購入との因果関係の存否については、簡易確定手続において判断が困難ではない。

申立人の請求の趣旨は、特例法2条4号を受け、「個々の消費者の事情によりその金銭の支払う理由がない場合を除いて」としており、これは簡易確定手続で除外されるべきものである（前掲「詳解 消費者裁判手続特例法」68, 69頁）。三木浩一教授も「被害との因果関係や損害は二段階目の手続で審理される。」としている（前掲「民事訴訟法による集合的権利保護の立法と理論」295頁）。

仮に、本件の商品等を購入した者の中に因果関係のない者がおり、支配性の要件が問題となるとしても原判決は、過失相殺と同様、支配性要件の欠缺を認めることは例外的であり、安易に認めるべきでないことを軽視している。

イ 原判決は因果関係のない対象消費者がいることの判断をしていない

本件の審理を通じ、因果関係の有無については、関係各証拠から因果関係の認められない消費者が具体的に存在することが認定されているわけではなく、原判決は、「想定される」として因果関係の認

められない抽象的可能性があることを認定したに過ぎない。因果関係のない消費者について、相手方が所持する資料の有無、対象人数、その資料の内容などについて何の審理もされていない。

ウ 因果関係の認められない対象消費者がいても例外的である

(ア)本件は、既に述べたところでもあるが、相手方らの本件各商品の勧誘に際し、日本初公開のテクノロジー(「仮想通貨バイブル」)日本初公開のシステム(パルテノンコース)と従来存在していなかったことを謳っていたのであり、購入商品についてあらかじめ内容が判明しているものではないから、購入の諾否は専ら勧誘の内容に依存するものである。

そして、相手方らの勧誘は原判決でも、事業者側の勧誘の出発点となる「仮想通貨バイブル」の勧誘について「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した「仮想通貨バイブル」を公開します・・・この教材は「暗号通貨で稼ぐ」ことに特化した世界初の教材です。」との記載があることを判示している。

さらに、相手方らは、「仮想通貨バイブル」は仮想通貨により利益を得られる手法を解説したものと謳い、鉄則として8つの条件を満たす稼ぎ方であることを記載し購入を募っている(甲3,4)。

(イ)要するに、仮想通貨バイブルの購入によって多額の利益を得られることを謳って勧誘したものである。他に比較する商品もないのであり、本件各対象消費者は専ら勧誘によって購入の諾否を判断せざるを得ないのであるから、通常、勧誘によってその内容を信じて「仮想通貨バイブル」を購入したものと考えべきである。

したがって、仮に、因果関係について原判決の想定する「単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合など」に該当する者がい

たとしても、極めて特殊な例外的なものである。

エ 本件は簡易確定手続きで「適切かつ迅速に判断すること」が困難ではない

したがって、原判決判示のような因果関係の有無については、仮に原判決が想定するような者がいたとしても、簡易確定手続の審理において、例えば、相手方らの主張立証の提出を待ち、陳述書を利用するなどして対応すればすむはずで、判断が困難とはいえないというべきである（「法律意見書」9頁以下）。

特殊な購入者が存在する可能性があるというだけで、他の多数の被害者のための共通義務確認訴訟が審理されないこととなってしまうことは、本末転倒である。

また、原判決の判示のように、「被控訴人らが争っている」ことにより各消費者について因果関係の審理をする必要性があり、それが支配性の欠缺につながるとすれば、事業者は特例法による責任追及を免れるため因果関係を争うことにつながりかねない。なお、相手方らの争いは、相手方らが合理的に行動する＝無駄な争い等はないことを前提として、判断されるべきである（「法律意見書」6頁）。

申立人を原告とする入試に際し受験生の属性による得点調整を行った大学に対する共通義務確認訴訟の東京地方裁判所判決（甲25）においても、得点調整と受験の因果関係の有無が争われ、簡易確定手続きで適正かつ迅速に判断することができないとはいえない、としている。

5 まとめ

以上、原判決判示は、簡易確定手続での審理の工夫により例外的判断の回避を図る努力もなく、安易に特例法3条4項所定の「対象債権

の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である」ことを認めている。かような判断が認められれば、損害賠償を請求する共通義務確認訴訟にあつては事業者が過失相殺や因果関係を争えば、個別審理の必要があり、簡易確定手続になじまないとの判断になりかねず、事実上、損害賠償請求権について本制度の利用の道を閉ざすことにつながり、消費者被害救済の目的に背馳するものである。

以上

添付資料

- 1 法律意見書－共通義務確認訴訟における支配性について－
一橋大学教授山本和彦 作成
- 2 コメントール消費者裁判手続特例法（抜粋）
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編
- 3 詳解 消費者裁判手続き特例法（抜粋）
成城大学法学部教授 町村泰貴 著
- 4 民事訴訟による集合的権利保護の立法と理論
慶應義塾大学大学院法務研究室教授 三木浩一 著